



海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 8 年 8 月 6 日

海老名市長

内 野



海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成３年規則第３４号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項第１号中「又は第１０号の２」を「、第１０号の２又は第１２号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第２条関係）

（１）次に掲げる視覚障害

ア 両眼の視力がそれぞれ０．０７以下のもの

イ 一眼の視力が０．０８、他眼の視力が手動弁以下のもの

ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ８０度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が５６度以下のもの

エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が４０点以下のもの

（２）両耳の聴力レベルが９０デシベル以上のもの

（３）平衡機能に著しい障害を有するもの

（４）咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの

（５）音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

（６）両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの

（７）両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

（８）一上肢の機能に著しい障害を有するもの

（９）一上肢の全ての指を欠くもの

- (10) 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - (11) 両上肢の全ての指を欠くもの
 - (12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (13) 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期に渡る安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものの
 - (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第2条関係）

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程（同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の者を除く。）
- (3) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- (4) 学校教育法第125条に規定する専修学校の高等課程
- (5) 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

別表第3（第4条関係）

- (1) 次に掲げる視覚障害
 - ア 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - イ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28

度以下のもの

エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期に渡る高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の海老名市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行

規則第11条第2項第1号の規定は、令和9年1月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受ける医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。